

医療機関・医療従事者支援策の周知について（厚生労働省・事務連絡7/20）

標記事務連絡が発出され、歯科医療機関・従事者への支援策として「**新型コロナウイルス感染拡大防止等の支援事業**」について、対象内容や申請方法などを具体的に解説しています。本事業は新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取り組みを行う病院・診療所等に、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用を補助するもので、**補助上限額**は、病院（医科、歯科）は200万円+5万円×病床、有床診療所（医科、歯科）、無床診療所（医科、歯科）は100万円になります。

対象経費は、感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く補助の対象経費となるとしており、例として「共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備」「感染性廃棄物処理」「電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保」「医療従事者の感染拡大防止対策（研修、健康管理等）」「清掃等の委託」「個人防護具の購入」などを挙げています。ただし、これらはあくまでも例示でこれに限るものではないとしています。

補助を受けるまでの標準的な流れは、以下の通り。

- | | |
|---|--|
| <p>①補助の対象機関であるかの確認
 （保険医療機関でない病院や診療所は対象外）</p> <p>②補助の対象経費の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従前から勤務している者および通常の医療の提供を行う者に係る人件費は対象外 ・令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象。支出済みの費用だけでなく、申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算額での申請も可能。概算額で申請した場合、事後に実績報告 | <ul style="list-style-type: none"> ■ が必要となるため、領収書等の証拠書類の保管が必要 ■ ③申請書等の作成（所定の様式で申請書および事業実施計画書を作成） ■ ④都道府県の国民健康保険団体連合会に原則としてオンラインで提出 ■ ⑤都道府県が内容を確認後、交付（国保連から補助金が振り込まれる） ■ ⑥概算額で申請した場合、事後に実績報告 |
|---|--|

※本事業に関する問い合わせは、厚生労働省医政局の「**新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター**」【電話番号 [0120-786-577](tel:0120-786-577)（※8月3日より同番号へ変更。受付時間は平日 9:30～18:00）】まで。

なお、同事務連絡では、福祉医療機構による貸し付けの優遇による資金繰り支援、新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の支給などについても解説しています。また、都道府県および都道府県歯科医師会からの通知等も参考にしてください。

※詳細は、日歯HP内の「**歯科医師のみなさま**」→「**新型コロナウイルス感染症について**」→「**補助制度・給付金**」→「**その他**」に慰労金事業、感染拡大防止等支援事業等を掲載しています。

各種通知等は、日歯HP内の「**新型コロナウイルス感染症について**」（歯科医師のみなさまへ）およびメンバーズルーム
[\(https://www.jda.or.jp/member/\)](https://www.jda.or.jp/member/)
 に掲載しています。



歯科医師向け

発行責任者：公益社団法人 日本歯科医師会
 常務理事 小山茂幸
 本ニュースレターに関する問い合わせは、
 03-3262-9322（広報課）にご連絡ください